

岡山県感染症対策委員会議事次第

日時：令和2年4月21日（火）18：00～

場所：県庁3階 大会議室

1 開 会

2 調査審議事項

（1）新型コロナウイルス感染症対策について

①県の対応

②検査体制について

③入院医療体制について

④軽症者等の宿泊施設での療養について

⑤その他

3 その他

4 閉 会

令和2年度岡山県感染症対策委員会出席者名簿

氏名	所属	職名	備考	出欠
松山 正春	(公社)岡山県医師会	会長		○
國富 泰二	(公社)岡山県医師会	理事	小児科	○
田淵 和久	(公社)岡山県医師会	理事	産婦人科	○
小田 慈	新見公立大学／岡山大学	副学長／名誉教授	小児科(血液、腫瘍)	○
頼藤 貴志	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科	教授	公衆衛生分野	○
塚原 宏一	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科	教授	小児科	○
山田 雅夫	新見公立大学／岡山大学	特任教授／名誉教授	病原ウイルス学	○
尾内 一信	川崎医科大学	教授	小児科	○
今城 健二	岡山市立市民病院	副院長	内科	○
橋本 徹	倉敷中央病院	主任部長	臨床検査医学	○
藤田 浩二	津山中央病院	感染症内科特任部長		○
谷本 安	南岡山医療センター	院長		○
西井 研治	(公財)岡山県健康づくり財団附属病院	院長	内科(呼吸器)	○
宮田 明美	(公社)岡山県看護協会	会長		○
栢野 万里恵	岡山弁護士会			○
松岡 宏明	岡山市保健所	所長		○
赤在 あゆみ	倉敷市保健所	参事		○
中谷 祐貴子	岡山県保健福祉部	部長		○
國富 優香	岡山県保健福祉部健康推進課	課長		○
徳山 雅之	岡山県備前保健所	所長		○
望月 靖	岡山県環境保健センター	所長	代理出席 木田浩司	代理

臨時委員

氏名	所属	職名	備考	出欠
中瀬 克己	吉備国際大学保健医療福祉学部	教授		○

オブザーバー

氏名	所属	職名	備考	出欠
難波 義夫	(一社)岡山県病院協会	会長		○
上山 伸也	倉敷中央病院	医長		○

調査審議事項

新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルス感染症対策に係る岡山県の対応について

1 これまでの取組

- 1月7日(火) 保健所及び県医師会・県病院協会等へ注意喚起(1月6日付け厚生労働省事務連絡)
- 16日(木) 専用ホームページの開設
- 21日(火) 感染症対策連絡会議の開催(保健所・支所)
- 23日(木) 庁内連絡会議の開催(主管課長)
- 28日(火) 部局長連絡会議の開催(副知事、部局長等)
- 30日(木) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 2月4日(火) 「一般電話相談窓口」の設置、県民へのお願いチラシの作成
- 7日(金) 「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の設置
- 12日(水) 医療機関、福祉施設等へのマスク提供(県の備蓄87,000枚を配布)
- 14日(金) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第2回)」の開催
- 17日(月) 「帰国者・接触者相談センター」を24時間対応に変更
- 19日(水) 「新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 22日(土) 「岡山県新型コロナウイルス感染症医療連携会議」の開催
- 26日(水) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第3回)」の開催
- 28日(金) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第4回)」の開催
・国から学校の臨時休業の要請を受け開催
- 3月6日(金) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第5回)」の開催
・高知県で岡山県在住の患者確認を受け開催
- 12日(木) 「第2回新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 13日(金) 「新型コロナウイルス感染症対策連絡会議」の開催
・新型コロナウイルス感染症対策について医療関係者と意見交換
- 16日(月) 「岡山県感染症対策委員会」の開催(専門家から意見聴取)
- 19日(木) PCR検査機器の増設(2台体制とし、検査能力が1日約40件へ増加)
- 22日(日) 岡山市在住の患者確認・公表(岡山県内1例目)
- 23日(月) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第6回)」の開催
・県内で初の患者の確認を受け開催
- 24日(火) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第7回)」の開催
・教育活動の再開方針等を決定
- 26日(木) 特措法の規定に基づく「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部」の設置
- 27日(金) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第8回)」の開催
- 30日(月) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第9回)」の開催
- 4月3日(金) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第10回)」の開催
「第3回新型コロナウイルスに係る中小企業支援機関の情報共有会議」の開催
- 7日(火) 特措法の規定に基づく「緊急事態宣言」の発出
- 8日(水) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第11回)」の開催
- 13日(月) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第12回)」の開催
- 15日(水) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第13回)」の開催

- 4月16日(木) 特措法の規定に基づく緊急事態宣言の区域を全都道府県へ変更
 17日(金) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部会議(第14回)」の開催
 20日(月) 「岡山県新型コロナウイルス感染症対策調整本部」の

2 対応状況

(1) 一般電話相談

県民からの不安など一般的な相談を、専用の電話相談窓口を設置し対応している。

一般電話相談件数	23,108件
本庁	11,095件(2月4日～4月19日)
保健所・支所	12,013件(1月6日～4月19日)

(2) 帰国者・接触者相談センターへの相談

感染の疑いのある方を診療体制等の整った医療機関に確実につなぐための調整を行っている。

相談件数 4,404件(2月7日～4月19日)

(3) 検査体制等

県環境保健センターでPCR検査を実施するとともに、県内3施設に検査業務を委託し、検査体制の強化に努めている。

PCR検査実施機関	4機関(1日当たり約80件対応可能)
実施人数	954人(2月1日～4月19日、うち他県協力分88人)

※この他、帰国者・接触者外来でも医療保険によるPCR検査が可能

(4) 医療体制

① 帰国者・接触者外来

帰国者・接触者相談センターから紹介された感染の疑いのある方の診察を行っている。

医療機関数	30機関(4月17日時点)
受診患者数	658人(2月7日～4月19日)

② 入院病床の確保

今後の感染症患者数の増加を見据えて、病床の更なる確保に努めている。

120床	(34機関)(4月13日時点)
うち感染症指定医療機関における入院病床数	26床

③ 人工呼吸器

県内保有数 517台

④ ECMO

県内保有数 28台

(5) 生活福祉資金

生活福祉資金貸付費

休業や失業を余儀なくされた方々の生活再建に向け、県社会福祉協議会から貸付を行っている。

963件 1,653,345千円(3月25日～4月19日)

(6) 医療機関等へのマスクの配布

県が備蓄するマスク及び国から提供されたマスクを医療機関、福祉施設等へ配布している。

2月10日	(87,000枚)	3月18日	(32,000枚)
3月31日	(254,000枚)	4月6日	(253,000枚)

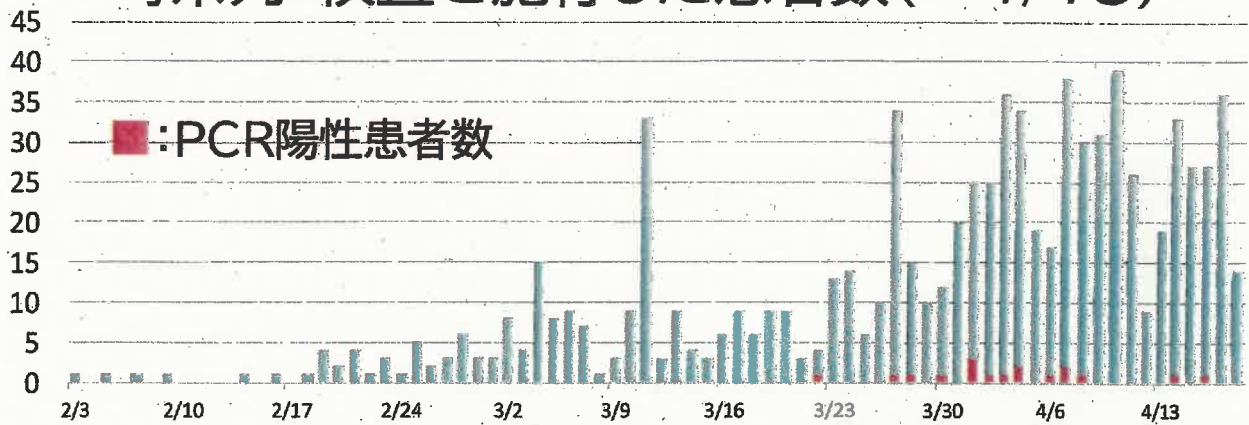
(参考 県内の患者発生状況)

19名 (4月19日現在)

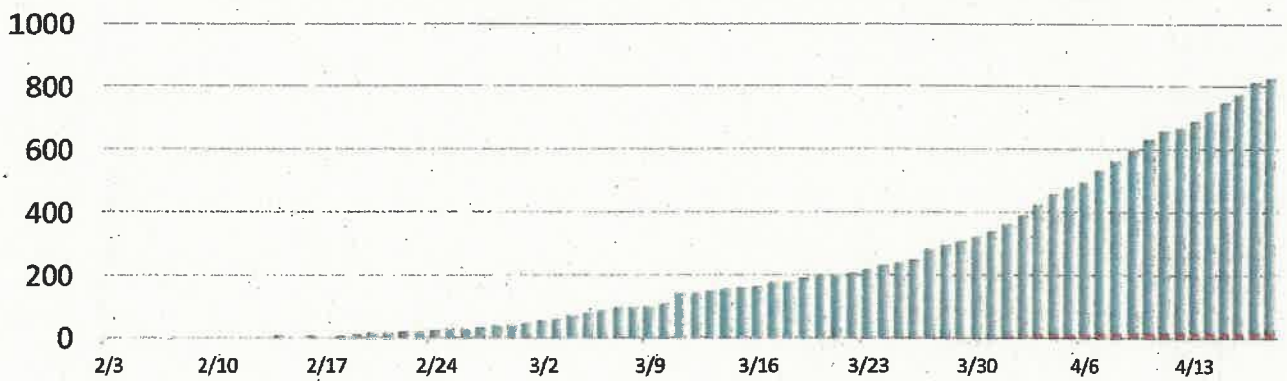
No.	公表日	年代	性別	居住地	入退院
1	3月22日	60代	女性	岡山市	入院中
2	3月27日	50代	男性	里庄町	4月6日退院
3	3月28日	40代	男性	岡山市	4月17日退院
4	3月30日	20代	男性	玉野市	4月17日退院
5	4月1日	50代	男性	早島町	4月17日退院
6	4月2日	40代	女性	早島町	入院中
7	4月2日	10代	女性	早島町	入院中
8	4月3日	60代	男性	岡山市	入院中
9	4月3日	20代	女性	岡山市	入院中
10	4月4日	50代	男性	岡山市	入院中
11	4月5日	50代	男性	岡山市	入院中
12	4月7日	80代	男性	岡山市	入院中
13	4月8日	30代	男性	東京都	入院中
14	4月8日	20代	男性	岡山市	入院中
15	4月9日	20代	女性	岡山市	入院中
16	4月14日	70代	男性	岡山市	入院中
17	4月16日	50代	男性	岡山市	入院中
18	4月17日	20代	女性	岡山市	入院中
19	4月19日	岡山市非公表	岡山市非公表	岡山市	入院中

(参考 「PCR検査実施人数」及び「帰国者・接触者外来受診患者数」の推移)

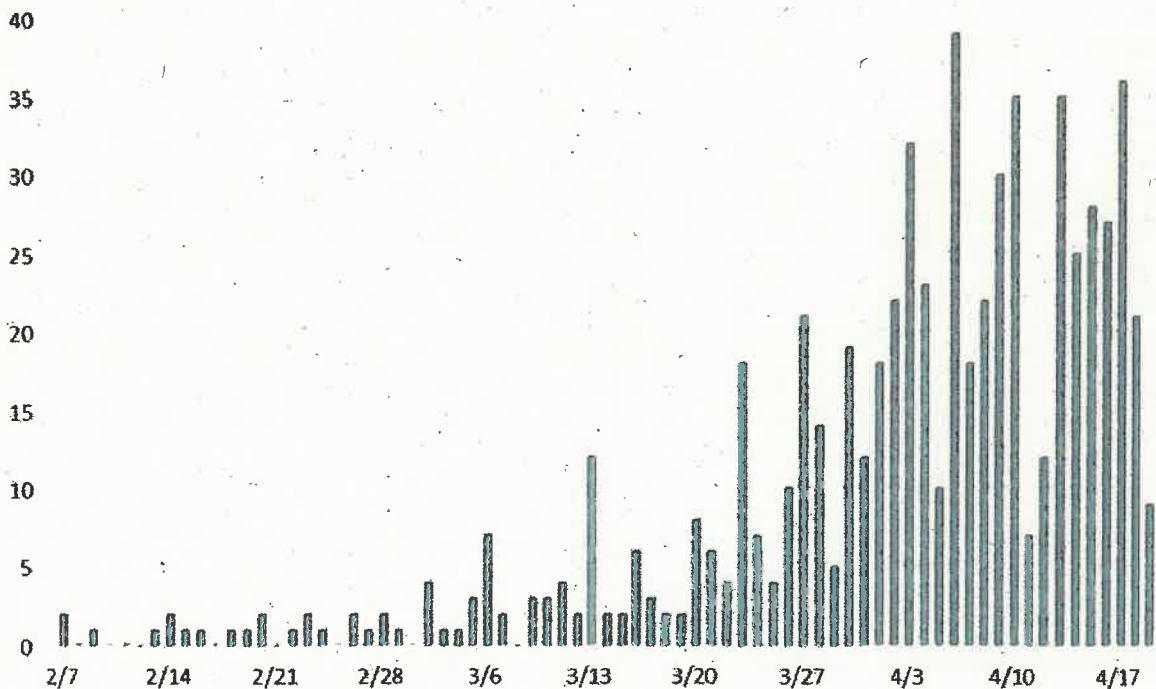
時系列:検査を施行した患者数(～4/18)



時系列:検査を施行した患者数(累積)

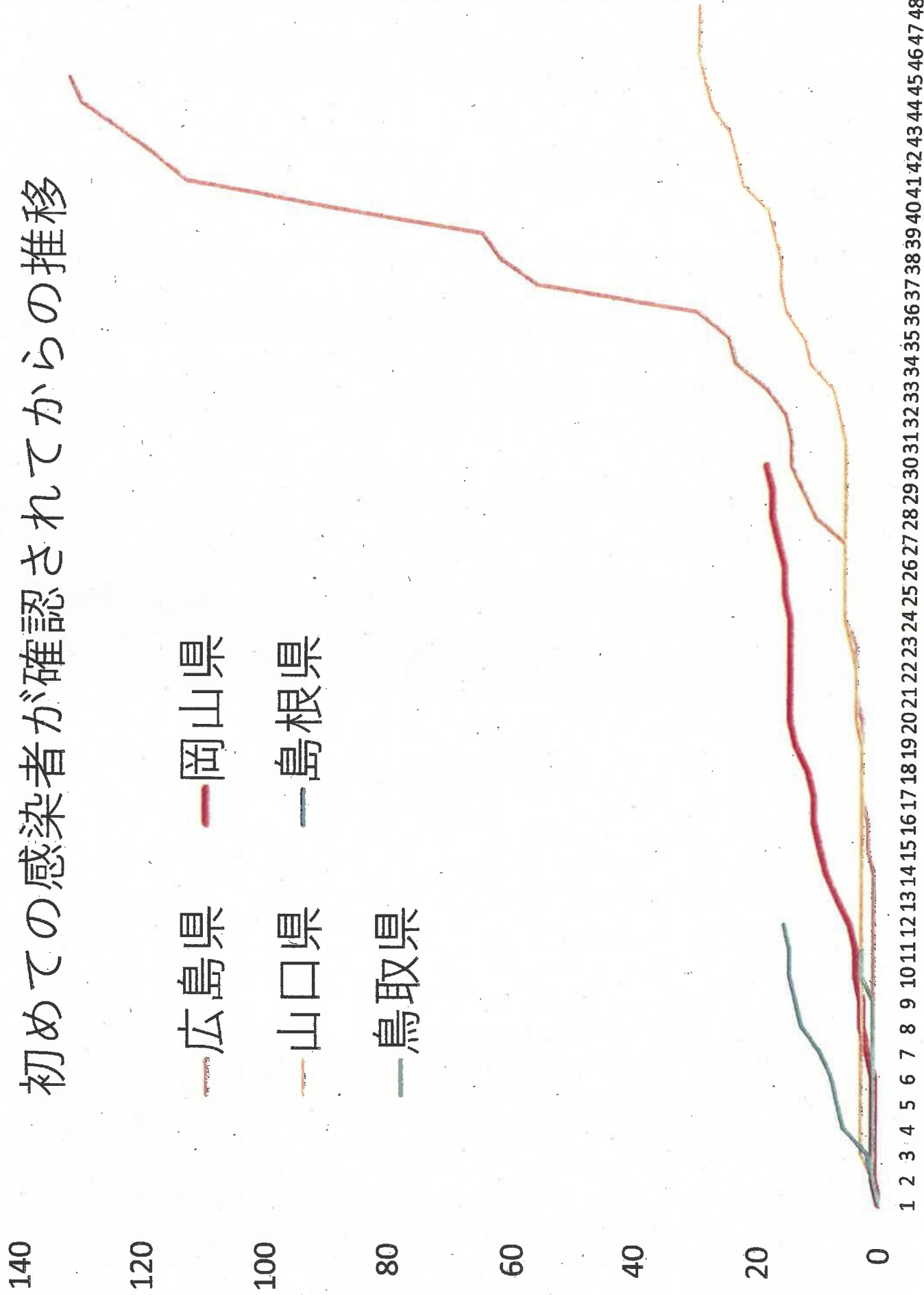


帰国者・接触者外来受診患者数



中国地方 患者数 (累計)

初めての感染者が確認されてからの推移



流行状況に応じた対処方針 (案)

R2(2020).4.21

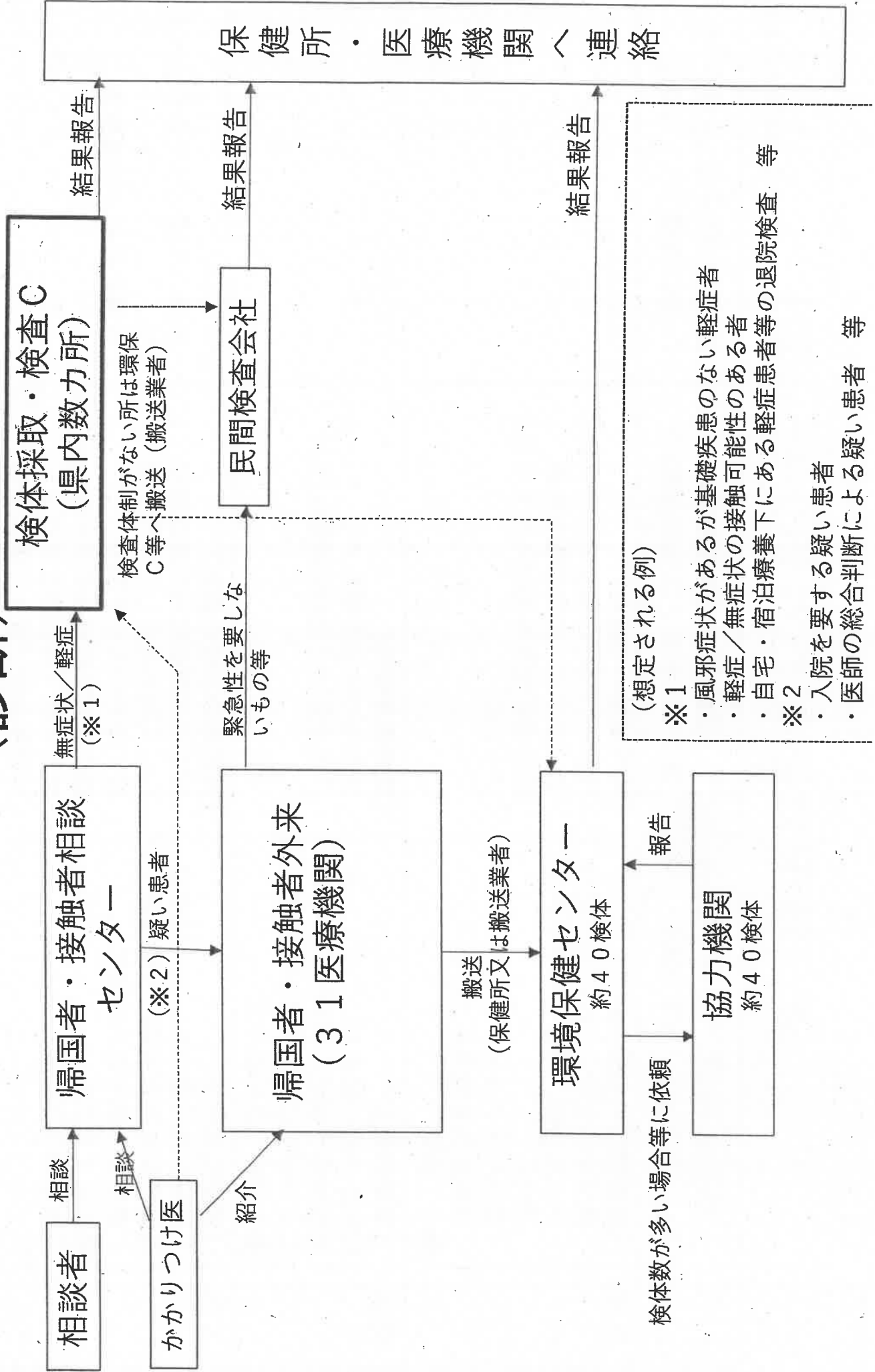
	感染未確認／確認地域 (早期発見・封じ込め)	感染拡大警戒地域 (重症者の救命／医療体制維持)	緊急事態宣言対象区域 (特別措置法による措置)
外来	<p>【医療機関での感染防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 風邪症状がありCOVID-19が疑われる患者は、帰国者接触者外来で対応 電話やオンラインも活用 検体採取専用場所の設置 <p>◆ 31 機関</p>	<p>【患者増加への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> 無症状／軽症の場合は、医療機関を受診せず、自宅療養を指導 帰国者接触者外来以外の医療機関でも対応 	左記と同じ
検査	<p>【早期発見】</p> <p>COVID-19疑い患者だけでなく、濃厚接触者や接触の可能性のある者などの検査にもできる限り対応</p> <p>◆ 1日あたり約80件</p>	<p>【重傷者を優先】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症者の検査を優先する 迅速検査や民間検査機関も活用 	左記と同じ
入院	<p>【感染拡大防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染症法に基づき、感染症指定医療機関の指定病床へ入院措置 県調整本部での入院調整 <p>◆ 病床117床 (当面积约300床)</p>	<p>【重症者の治療を優先】</p> <ul style="list-style-type: none"> 重症者は感染症指定医療機関などへの入院を優先し、中等症者は一般病床での入院を調整。 無症状／軽症者は自宅や宿泊施設で受入れ(当面积约200室) 県調整本部で受入・搬送調整 	<p>左記と同じ</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時の医療施設での受入れを検討 医療従事者の派遣要請

※【移行の目安】

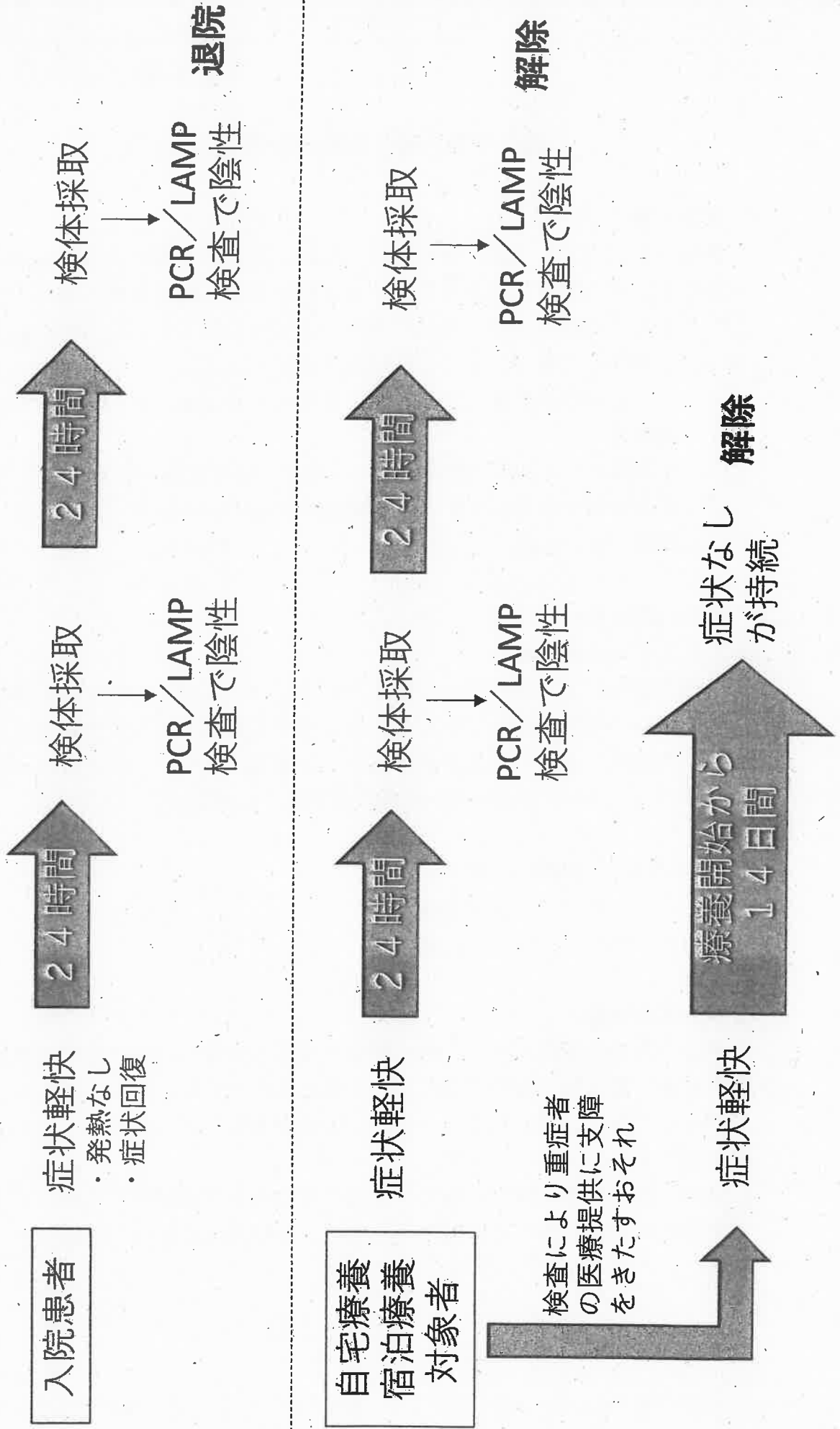
- 直近1週間と比べ患者数が急増
(県内累計患者数30例程度、複数クラスターが発生、倍化期間が3～4日程度 など)
- 新規患者に占める疫学リンク不明の患者割合が半分以上
- 近隣県の流行状況や対策を踏まえた判断 等

岡山県における新型コロナウイルス検査の流れ (案)

(診断)



岡山県における新型コロナウイルス検査の流れ (退院基準)



※検体採取方法として、医療機関受診・訪問・外部委託・自己採取等による実施を検討中

軽症者等の宿泊施設での療養について

1 宿泊療養について

新型コロナウイルス感染者の増加に伴い、重症者を優先する医療体制への移行を進めるため、無症状病原体保有者及び軽症患者（軽症者等）等について、次の①から④までに該当せず、病状や病床の状況等から必ずしも入院が必要な状態ではないと判断した者であって、当該軽症者等と同居している者の中に高齢者等がいることが確認された場合など、県が用意する宿泊施設での安静、療養を行う。

- ① 高齢者
- ② 基礎疾患がある者（糖尿病、心疾患又は呼吸器疾患を有する者等）
- ③ 免疫抑制状態である者（免疫抑制剤や抗がん剤を用いている者）
- ④ 妊娠している者

2 県の対応状況

（1）これまでの取組み

岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合を通じて、上記1の趣旨をご理解いただいた上で、県の説明を聞いてみることを希望する旅館ホテル営業施設を募るとともに、宿泊療養に協力する旨の申出があった業者に対し、一部施設については現地確認を行ったほか、借上開始が可能な時期などの確認を行っている。

（2）申出のあった施設（4月20日現在）

施設数： 21施設
部屋数の合計：1,864部屋

（3）今後の対応

申出のあった業者に対し、借上開始が可能な時期のほか、施設の設備や備品の設置状況、借上時の運営方法について確認を行っているところであり、今後、必要に応じて現地確認を行うとともに、宿泊療養を円滑に行うことができる受入施設を確保することとしている。

なお、宿泊療養の運営に当たっては、受付や全体調整等の総括ロジ班業務を行う県職員に加え、宿泊者の健康管理を行う看護師等の配置や医師の対応が必要となる。

岡山県緊急事態措置の概要

1 区 域 岡山県全域

2 期 間 令和2年4月17日から令和2年5月6日

3 実施内容

新型インフルエンザ特措法第24条（都道府県対策本部長の権限）及び第45条（感染を防止するための協力要請）の規定に基づき、新型コロナウイルスのまん延防止に向け、以下の対応を実施

(1) 外出自粛要請（特措法第45条第1項）

- ・ 県民に対し、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持に必要なもの等を除き、原則として居宅から外出しないことを要請
- ・ 特に、大型連休期間中においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛することを要請
- ・ 県民に対し、密閉・密集・密接のいずれかに該当する場を避けるとともに、特に、「3つの密」が重なる場所、例えば、繁華街の接待を伴う飲食店等への出入りは、年齢等を問わず、絶対に行わないことを要請

(2) イベントの開催自粛要請（特措法第24条第9項）

密閉・密集・密接のいずれかに該当するイベントについて、主催者に対し、開催の自粛を要請

(3) 適切な感染防止策の協力要請（特措法第24条第9項）

事業を継続している施設に対し、適切な感染防止対策の協力を要請

事務連絡
令和2年4月15日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県
医師会・郡市区医師会等への運営委託等について

新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査については、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」が保険適用されたことを踏まえ、「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日付け健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「3月4日付け通知」という。）において、都道府県、保健所設置市又は特別区（以下「都道府県等」という。）が帰国者・接触者外来等の医療機関に対して、行政検査である当該感染症にかかるPCR検査を委託することができることを示しているところである。

新型コロナウイルス感染症が拡大している地域においては、既存の帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来等における業務が増加していることを踏まえ、更なる検査体制の確立が必要となるため、今般、既存の帰国者・接触者外来等の医療機関に加えて、都道府県医師会・郡市区医師会等（以下「都道府県医師会等」という。）に対して、行政検査を集中的に実施する機関としての帰国者・接触者外来（以下「地域外来・検査センター」という。）運営委託ができることを改めて示すとともに、既存の帰国者・接触者外来等と地域外来・検査センターとの連携等にかかる事項について、以下のように取りまとめたので、地域の医師会や医療機関をはじめとする関係者へ周知し、地域の感染拡大状況を踏まえた検査体制の確立を進めていただくようお願いする。

すでに地域で別の方法にて、帰国者・接触者外来等における検査等の役割分担や保健所の業務軽減の施策が講じられている場合は、今回の事務連絡で示した

方法を採ることを求めるものではない。

なお、本事務連絡については、日本医師会と協議済みであることを申し添える。

記

1. 都道府県医師会等が実施する行政検査の委託等について

(1) 委託契約

都道府県等は、地域の実情に応じて、管轄する区域の住民に対して行政検査を円滑に実施するため、地域外来・検査センターに対して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に基づく調査（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出にかかる診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）として行われるPCR検査を集中的に実施する機関としての運営を委託することができる。（別添1参照）。

また、具体的な委託契約の締結や当該検査費用にかかる自己負担分を本人に求めず、公費負担の対象とするといった取扱等については、3月4日付け通知等を参照されたい（別紙参照）。

なお、委託に当たっては、都道府県等、都道府県医師会等の双方で相談することとする。

(2) 保健所等への報告

都道府県等は、上記委託を受けた地域外来・検査センターに対して、同センターにおいて行われたPCR検査の受診者の氏名、住所、生年月日等、同検査を実施する上で必要な情報を同センターの所在地を所管する保健所へ全例報告することを求める。その際、感染症法第15条の報告事項を網羅した報告様式は別添2を原則使用する。

また、当該報告に当たっては、地域外来・検査センターと協議の上、電子通信機器等を用いた報告を求めることができる。

なお、現在、厚生労働省において、新型コロナウイルス関連情報の適切なデータ収集に向けてシステム構築の準備を進めているところである。

(3) 帰国者・接触者相談センターとの連携等

地域外来・検査センターにおいて地域の診療所等（※）を事前に連携先登録されている場合であって、都道府県が設置する帰国者接触者相談センターと情報共有等の連携がなされている場合においては、地域診療

所等から地域外来・検査センターに新型コロナウイルス感染症が疑われる方を直接紹介することが可能である。

(※) 地域外来・検査センターが上記(1)にかかる委託契約を受けている場合においても、同センターへ適切に受診していただく観点から、同センターが地域の診療所等を事前に連携先登録し、帰国者・接触者相談センターと連携することにより、新型コロナウイルス感染症が疑われる方について、まずは地域の診療所等に電話等による相談又は受診するといった取り扱いが想定される。

なお、地域の診療所等が単なる電話等による健康相談や受診勧奨ではなく、電話等により診療を行い、患者の同意を得て、地域外来・検査センターに診療情報の提供を行い、同センターを紹介する場合を含め、地域の診療所等が、診療に基づき患者の同意を得て、地域外来・検査センターに患者を紹介した場合は、診療情報提供料の算定対象となり得る。

また、上記(2)の報告にかかる様式の共通化といった業務軽減等の観点から、地域の診療所等から地域外来・検査センターへ紹介をする際においても(別添2)の診療情報提供書等の様式を原則使用するよう、同診療所等及び同センターに周知いただきたい。

2. その他留意点

都道府県等は、地域外来・検査センターに1.(1)にかかる運営委託を行う場合については、下記の点に留意する。

○ 当該地域外来・検査センターの運営にかかる人件費、備品費、消耗品等の費用(診療報酬による収入分は除く)を委託料に含むことが可能であり、当該委託料については、都道府県等を通じて国の補助対象となること。

○ 地域外来・検査センターの運営の委託については、都道府県等における検査体制の強化につながるため、当該検査等を行う地域外来・検査センターの医療従事者等への労災保険料を委託料に含むことが可能であり、当該委託料については、上記同様、国庫補助の対象となること。

また、地域外来・検査センターにおいて従事する医療従事者が日本医師会等が契約する民間医療保険等に加入している場合は、委託料に当該保険料を加えて契約することも可能であること。

○ 都道府県等が地域外来・検査センターに行政検査を委託する場合には、同センターにおいて個人防護具等の整備がなされるよう十分配慮するとともに、当該センターにおける個人防護服等の整備にかかる費用についても、上記同様国庫補助の対象となること。

- 行政検査の委託を受け新型コロナウイルス感染症患者の検体を採取した医療従事者であっても、状況に応じて適切に感染防護措置がなされていれば、濃厚接触者に該当せず、感染症法上の就業制限の対象となるものではないこと。

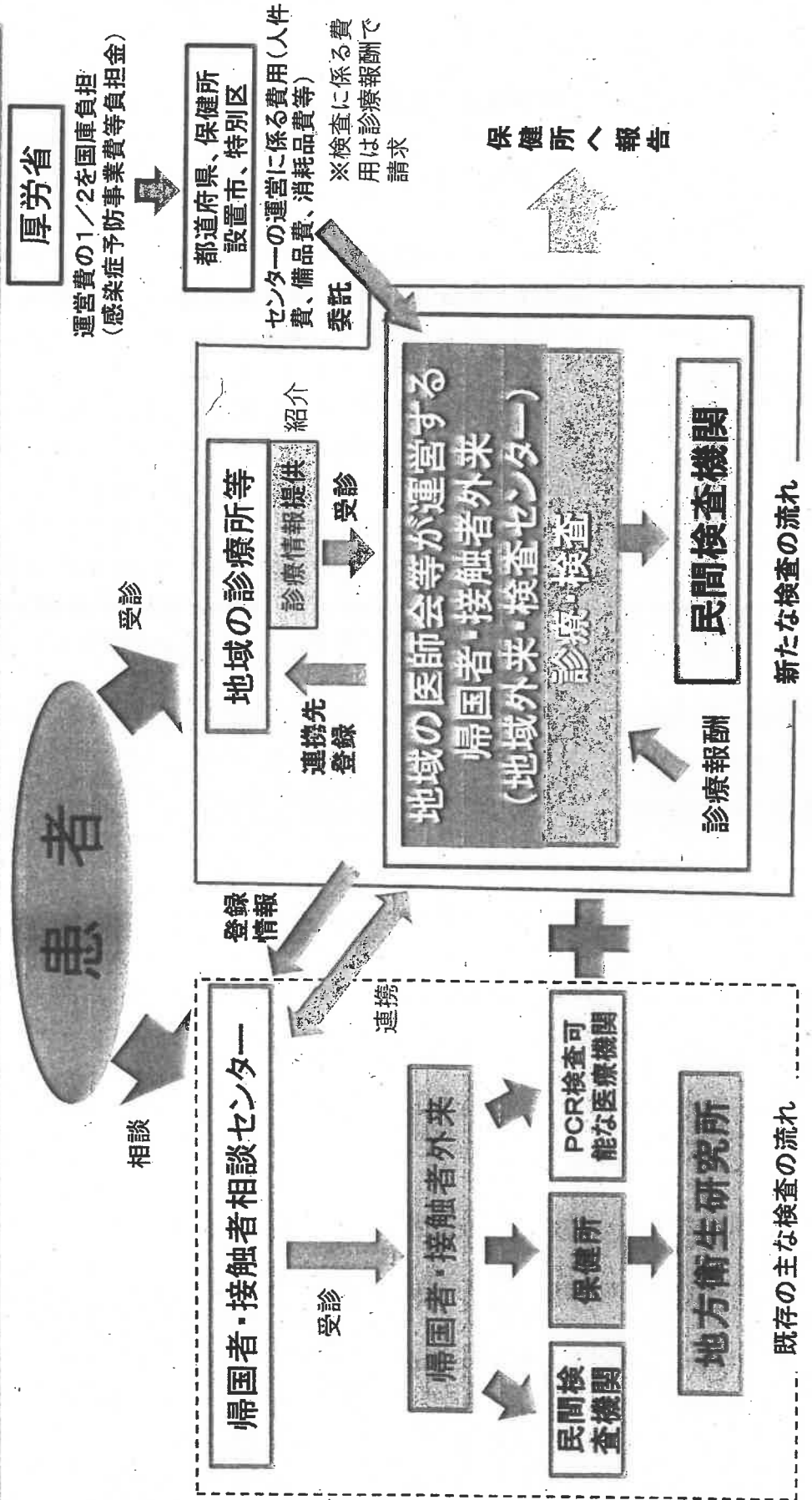
一方、国立感染症研究所の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」の記載に照らし地域外来・検査センターにおいて従事する医療従事者等に対して検査が必要と考えられる場合においては、積極的にPCR検査を行うこと。

- 地域外来・検査センターに対する委託は、委託をしている自治体の住民に対して行政検査が円滑に行われるようにする観点から行うものであり、地域外来・検査センターは帰国者・接触者外来と同様に一般への公表は原則行わないものとし、新型コロナウイルス感染症が疑われる者は帰国者・接触者相談センターや地域の診療所等を通じて、地域外来・検査センターを受診する流れとするなど、委託している自治体以外の住民が検査を求めて集中することなどにより混乱を来すことのないよう留意すること。

別添1

都道府県等のPCR検査機能を地域の医師会等に委託するスキームについて

- 感染者の拡大が続いている地域においては、帰国者・接触者相談センターの業務が増加しており、PCR検査を必要とする患者に適切に検査を実施する体制を整える必要がある。
- 地域の実情に応じて、行政と医師会等の関係団体と十分協議のうえ、地域の医師会等が運営する帰国者・接触者外来（地域外来・検査センター）を設け、PCR検査体制を強化する。
- 委託費の2分の1は国が負担。



(別添2)

令和 年 月 日

令和 年 月 日

診療情報提供書

保健所報告書

地域外来・検査センター 御担当医殿

地域外来・検査センター名【 】

下記新型コロナウイルス感染の疑いの所見あり、PCR検査をお願いしたく存じます。2～7を記載

1・8を記載 医師氏名【 】

提出者情報	
医療機関名称	
住所	
電話番号	
ファックス番号	
医師氏名	
所属医師会	
管轄保健所	

1.検査結果等	
検査採取日	令和 年 月 日
検体の種類	<input type="checkbox"/> 咽頭 <input type="checkbox"/> 鼻腔
検査結果	<input type="checkbox"/> 陽性 <input type="checkbox"/> 陰性
検査結果判明日	令和 年 月 日
新型コロナ以外の検査	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
↳実施した検査と結果	

2.患者情報			
ふりがな		生年月日・年齢	(明治、大正、昭和、平成、令和) 年 月 日 歳
氏名		性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
職業		(勤務先・学校等)	
住所			
電話番号(自宅)		電話番号(携帯)	
メールアドレス			
現時点の居所			
医療保険情報(被保険者番号・記号・番号・枝番)			
同居家族	<input type="checkbox"/> あり(<input type="checkbox"/> 高齢者 <input type="checkbox"/> 基礎疾患患者 <input type="checkbox"/> 免疫抑制状態者 <input type="checkbox"/> 妊娠者 <input type="checkbox"/> 医療従事者等) <input type="checkbox"/> なし		

3.患者本人以外の連絡者			
ふりがな		続柄	
氏名			
住所			
電話番号(自宅)		電話番号(携帯)	
メールアドレス			

4. 医師による確認事項			
妊娠の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	ありの場合月数	
喫煙の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	喫煙歴	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
基礎疾患の有無	<input type="checkbox"/> 糖尿病 <input type="checkbox"/> 高血圧 <input type="checkbox"/> 脂質異常症(高コレステロール血症) <input type="checkbox"/> 脳血管疾患 <input type="checkbox"/> 認知症 <input type="checkbox"/> 心不全 <input type="checkbox"/> 呼吸器疾患(COPD等) <input type="checkbox"/> 免疫抑制剤の使用 <input type="checkbox"/> 抗がん剤の使用 <input type="checkbox"/> 透析治療中 <input type="checkbox"/> その他 ()		

5.症状あるものにチェック		6.現在の処方	
<input type="checkbox"/> 咳・鼻水	() 日前から		
<input type="checkbox"/> 発熱	() 日前から		
<input type="checkbox"/> 全身倦怠感	() 日前から		
<input type="checkbox"/> 呼吸苦	() 日前から		
<input type="checkbox"/> 味覚・嗅覚異常	() 日前から		
<input type="checkbox"/> その他の症状	()	7.特記事項	

8.患者の症状等			
重症か否か	<input type="checkbox"/> 重症 <input type="checkbox"/> 重症でない	重症(※)と判断した日付	令和 年 月 日
発症年月日	令和 年 月 日		
検査依頼時点の症状	<input type="checkbox"/> 4と5と同じ <input type="checkbox"/> それ以外の症状(具体的に記載)		
推定感染源			

※黄色の欄は外来・検査センター側で記載 ピンク・赤の欄は紹介元医療機関で記載
※重症とは、ICU入室又は人工呼吸器の使用

事務連絡
令和2年4月15日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

帰国者・接触者外来の増加策及び対応能力向上策について

今般の新型コロナウイルスの感染者の増加に伴い、帰国者・接触者外来において受け入れる患者（無症状病原体保有者も含む。以下同様。）数も大幅に増加しているところである。同感染症が疑われる者を、検査・診療体制の整った医療機関へ確実につなげるためには、帰国者・接触者外来を増加、又は、より多くの患者を受け入れられるよう対応能力を向上していく必要がある。既に各地域では、帰国者・接触者外来の増設及び対応能力向上のため、様々な施策が講じられているところである。各地域の取組も含めて、帰国者・接触者外来の増設及び対応能力向上策について下記のとおり取りまとめたため、貴職におかれてはこの内容を参考に関係者と協議の上、帰国者・接触者外来の増加策及び対応能力の強化策に取り組んでいただくようお願いする。その際には、「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（令和2年3月1日付け事務連絡。以下「対策移行の事務連絡」という。）の「5. 新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会の設置」において設置された協議会で適宜協議していただきたい。

記

1. 帰国者・接触者外来の増設及び対応能力向上策について

- 帰国者・接触者外来の増設及び対応能力向上策について、すでに地域で実施されているものも含め、「(1) 帰国者・接触者外来の増加策及び外来機

能の強化策について」及び「(2) 帰国者・接触者外来の役割分担による外来機能の効率化策について」としてそれぞれ取りまとめている。これらを参考に、地域の実情に応じた対策を講じていただきたい。(1) 及び (2) の施策を適宜組み合わせることも有効であると考えられる。

- なお、新型コロナウイルスへの感染を疑われる者には、まずは帰国者・接触者相談センターへ電話相談していただいた上で、帰国者・接触者外来を受診していただくという現行の取組の流れの下、帰国者・接触者外来の増加策及び対応能力の強化策の取組を行っていただきたい。

(1) 帰国者・接触者外来の増加策及び外来機能の強化策について

- 自院では診療困難である医療従事者であっても、適切な感染対策の設備が整備されており、感染管理の専門性を有する者による指導等が可能な他の医療機関であれば新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療を行うことができると考えられる。帰国者・接触者外来への医療従事者の派遣応援要請を、地域の医師会や看護協会等の関係団体や医療機関等の間で、必要に応じて自治体も含めて調整を行い、既存の帰国者・接触者外来での診療体制を強化する。一方で、自院に感染管理の専門性を有する者等を招き、実地研修を行い、感染管理の体制整備等を行うことで、帰国者・接触者外来を設置する医療機関を増加させることも考えられる。
- また、都道府県医師会・郡市区医師会等に対して、行政検査を集中的に実施する機関として帰国者・接触者外来（以下「地域外来・検査センター」という）の運営委託を実施し、検査体制を整備することも検討する。地域外来・検査センターに事前に連携先を登録した地域診療所等では、直接、新型コロナウイルス感染症が疑われる者を、地域外来・検査センターに紹介することも可能である。

(参考)

行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について(令和2年4月15日付け事務連絡)

- 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診察を行うに当たっては、診察室の適切な消毒や換気が必要であり、診察室等に限りがあることで、受け入れられる患者数が制限されることが想定される。そのため、帰国者・接触者外来を設置している医療機関の敷地内や隣接する土地等にプレハブや大型のテント等を設置するなどして、医療機関の施設内の診療室以外で外来診療を行うことを検討する。

(参考)

新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続について（令和2年2月16日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000600291.pdf>

- また、動線が適切に確保された休日・夜間救急センターを平日の日中も含めて診療できるように活用し、地域の医師会等へ輪番制の医師派遣等を要請して、帰国者・接触者外来として外来診療が行えるように運用することも考えられる。その際に、専属的に従事する人材を確保して実施することも可能である。
- 外来診療を行うに当たって適切な感染管理が行える場所であり、医療従事者の派遣や必要な設備整備や物資の確保が行えるのであれば、医療機関の敷地内に限らず、適切な場所に大型のテントやプレハブ等を設置して帰国者・接触者外来として外来診療を行うことも可能である。ただし、医療法（昭和23年法律第205号）第7条又は第8条に規定する病院又は診療所の開設に係る手続を適切に行わせること。一方、巡回診療と位置付けて一部手続を簡素化して実施することも可能である。また、周辺住民への周知等について併せて留意すること。

（参考）

新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて（令和2年3月25日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000616079.pdf>

- さらに、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ医等を通じて、自家用車で帰国者・接触者外来を来院された方に対しては、車内に患者がいる状態で診療を行うことも可能である（いわゆるドライブスルー方式による外来診療）。ただし、適切な感染予防策を実施した上で診療を行うこと。また、問診・診療を行った上で、「SARS-CoV-2（新型コロナウイルスをいう）核酸検出」（以下「PCR検査」という。）が必要と医師が判断した場合には、車内にいる患者に対して検体採取を行うことも可能であるが、適切な感染予防策を講じた上で医療従事者が検体採取を行えるよう配慮すること。

（参考）

新型コロナウイルス感染症の対応に係る医療法上の手続について（令和2年2月16日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000600291.pdf>

新型コロナウイルス感染症に係る巡回診療の医療法上の取扱いについて（令和2年3月25日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000616079.pdf>

(2) 帰国者・接触者外来の役割分担による外来機能の効率化策について

- 外来診療を行う医療従事者や実施場所を確保する以外に、帰国者・接触者外来の役割を分担して、それぞれの対応を専念する体制をとることによって、効率的に外来診療を行い、対応能力を向上させることも考えられる。
- 帰国者・接触者外来では、主に患者に対して、①診察待機（問診票の記入をお願いする等）、②診察、③②で PCR 検査が必要と判断された者に対する検体採取、④検査後の流れの説明、⑤処方・会計・保健所への報告業務等を行うことが想定されるが、それぞれの対応を行うべき従事者や必要な感染予防策も異なる。特に PCR 検査を実施する場合には、感染予防策や検査の精度管理の観点から、特に十分な体制整備が必要である。
- そのため、①～⑤それぞれに専念して対応する体制をとることで、効率的に外来診療を行うことができる。その際には、(1)で述べたような医療従事者の確保策や外来診療の実施場所の選択肢を組み合わせることで外来診療の対応能力向上策を講ずることを検討すること。例えば、①を車内に患者がいる状態で実施し、②をプレハブや大型テントの中で実施し、更に③は別の医療従事者等が別のプレハブや大型テントの中で対応、④及び⑤を再び車内に患者がいる状態で実施する、又は、①～⑤を全て車内に患者がいる状態で対応に当たる従事者間で役割分担を行いながら実施する（いわゆるドライブスルー方式による外来診療）など、その医療機関等の実情に応じて、役割分担を行うこと。
- また、一つの医療機関内での役割分担だけではなく、最初に新型コロナウイルス感染症を疑う者への診察等（PCR 検査を除く）を行う医療機関を設定し、そこで検査が必要と医師が判断した方には、検査体制の整った帰国者・接触者外来を紹介して、診察・検査を実施する等、医療機関間で役割分担を行うことで効率的に新型コロナウイルス感染症が疑われる者へ外来診療を行うことも検討すること。

2. その他

- 帰国者・接触者外来では、外来受診後の検査結果が判明するまでの間、その患者が自宅等で待機する場合は、感染防止対策等の自宅待機中の留意点や検査結果のお知らせ方法、検査結果が陽性であった場合の今後（入院又は宿泊療養・自宅療養）の流れ等についても十分に説明すること。
- 新型コロナウイルス感染者が増加している状況では重症者への医療提供

を優先する観点から、帰国者・接触者外来を設置している医療機関のうち、感染症指定医療機関等、今後、入院医療提供に重点をおく体制にシフトすべき医療機関があることも考えられる。多くの地域では、感染症指定医療機関が帰国者・接触者外来の機能を担っていることから、入院医療も含めた地域の医療提供全体を踏まえて、医療資源の配分のあり方を検討していただきたい。

- また、現在は、新型コロナウイルス感染症が疑われる者には帰国者・接触者外来を受診していただく体制としているものの、現時点においても新型コロナウイルス感染症患者が、帰国者・接触者外来以外の医療機関を来院することも考えられるため、一般の医療機関においても感染防止策に努めていただきたい。

(参考)

医療施設等における感染拡大防止のための留意点について (令和2年2月25日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000600288.pdf>

新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について (令和2年3月11日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000607654.pdf>

医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応について (その3) (令和2年4月7日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620705.pdf>

- 帰国者・接触者相談センターの業務についても、地域の医師会や医療機関等への外部委託も可能である。

(参考)

帰国者・接触者相談センターの運営について (令和2年3月11日付け事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000607652.pdf>

- 1. の施策を講ずるに当たって不明な点等あれば、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部医療体制班 (03-3595-3205) に相談いただきたい。

以上

新型コロナウイルス感染症対策岡山県調整本部の設置について

1 設置の趣旨

令和2(2020)年3月26日付け、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備を図るため、県内の患者受入れを調整する機能等を有する組織として、「新型コロナウイルス感染症対策岡山県調整本部（以下「県調整本部」という。）」を設置する。

2 県調整本部設置等のポイント

(1) 主な構成員

行政関係者のほか、次の専門委員等を配置する。

- ①集中治療、呼吸器内科治療、救急医療、感染症医療等の専門家
- ②患者搬送コーディネーター（統括DMAT等を想定）
- ③広域調整担当者（県域を越えた患者の受入調整）

(2) 主な業務内容

- ①県内の重点医療機関の設置等の医療体制整備状況、各医療機関の病床稼働状況、人工呼吸器やECMOの稼働状況等を把握
- ②新型コロナウイルス感染症等の入院患者及び重症患者の受入医療機関の調整
- ③搬送調整（入転院の希望受付、受入先・搬送手段・ルート等の調整）、医療従事者の派遣調整等
- ④都道府県域を超えた隣県との広域搬送の調整・準備 ほか

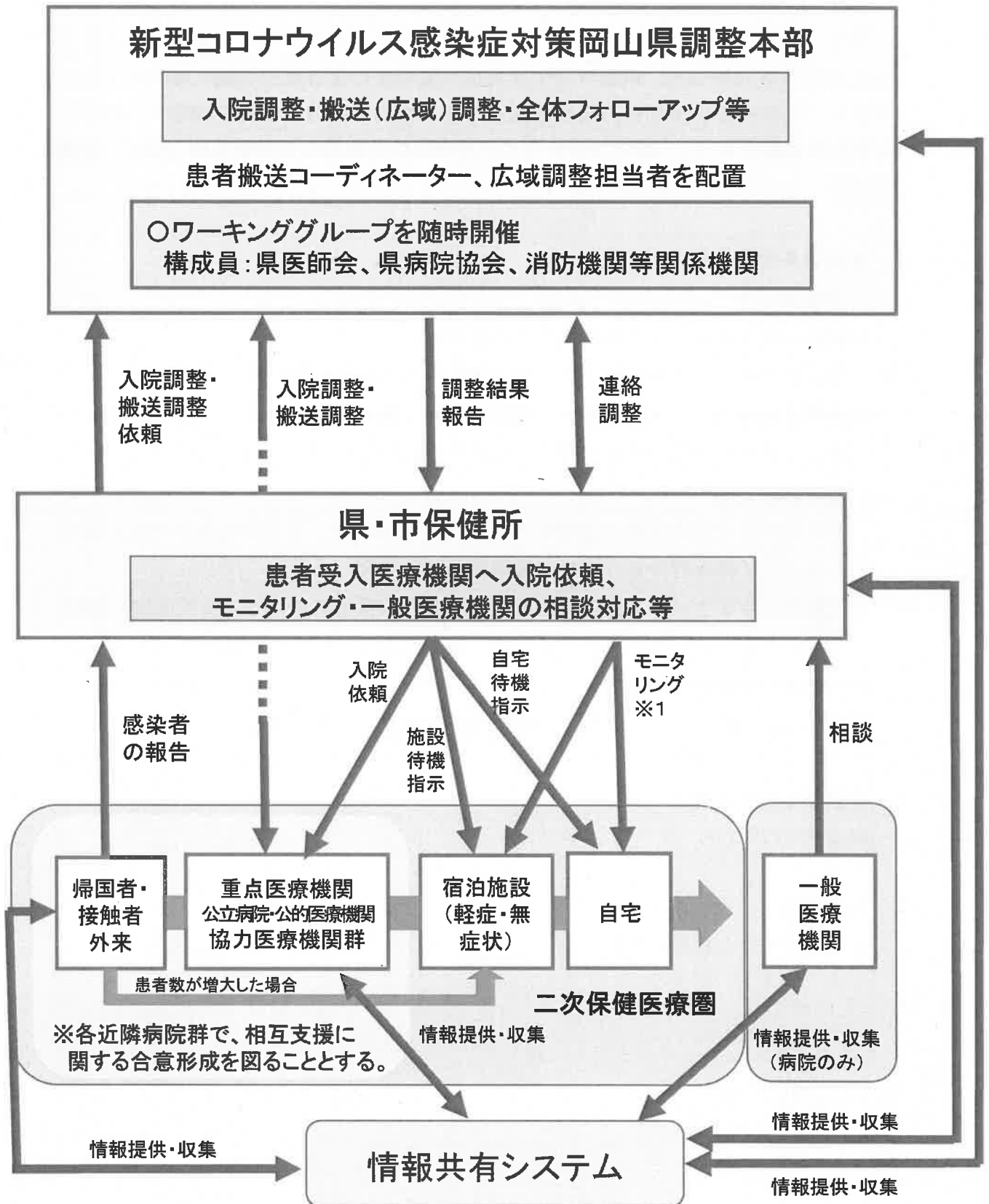
3 県調整本部の概要

別紙資料のとおり

4 設置時期

令和2年4月20日（月）

新型コロナウイルス感染症対策岡山県調整本部の概要



※1 重症化した場合、新型コロナウイルス感染症対策岡山県調整本部に対応依頼